

# 第1章 計画について



## 1. 計画策定の趣旨

平成17年6月に「食育基本法」が制定され、食育推進の必要性・重要性が唱えられました。その後、多くの自治体において「食育推進計画」が定められ、食育に関する取り組みは全国的な「国民運動」として発展してきました。

奈良市では平成20年8月に「奈良市食育推進計画」（第1次計画）を策定し、食育を推進してきました。

第1次計画では、市民との協働によって食育を推進するために共通の目標を掲げる必要があると考え、「規則正しい食習慣を身につける」「『食』を選択する力を身につける」「食文化を通じて豊かな心を育てる」の3つを共通の重点目標として、取り組みを進めてきました。しかし、食生活の乱れや食の安全・安心の低下、食を通じたコミュニケーションの減少など、市民が抱える「食」に関する問題の多くははまだ解決されず、取り組みの継続が求められていると考えています。

そこで、奈良市は「第2次奈良市食育推進計画」を策定し、第1次計画では解決できなかった課題や新たに見つかった問題の解決を図ります。この計画によって、家庭、教育機関、食品流通など、様々な場面で体系的に食育推進の取り組みが行われることを目指します。





## 2. 計画の理念と基本方針

第1次計画の策定・実施にあたっては理念を次のとおり定め、食育の取り組みを行ってきました。

### 理念

「食」を通じて健全な心とからだを培い、  
健康で豊かな生活が送れるまちづくり

市民一人ひとりが「食」についての問題意識を持ち、自らの「心」と「からだ」が健全であるように努めることが重要と私たちは考えました。そして、その取り組みを支援できるようなまちづくりを目指してきました。

第1次計画での理念を引き継ぎながら、食育の取り組みをより一層広めるため、第2次計画での「基本方針」を次のとおりとし、食育の実践的な取り組みを推進していきます。

### 基本方針

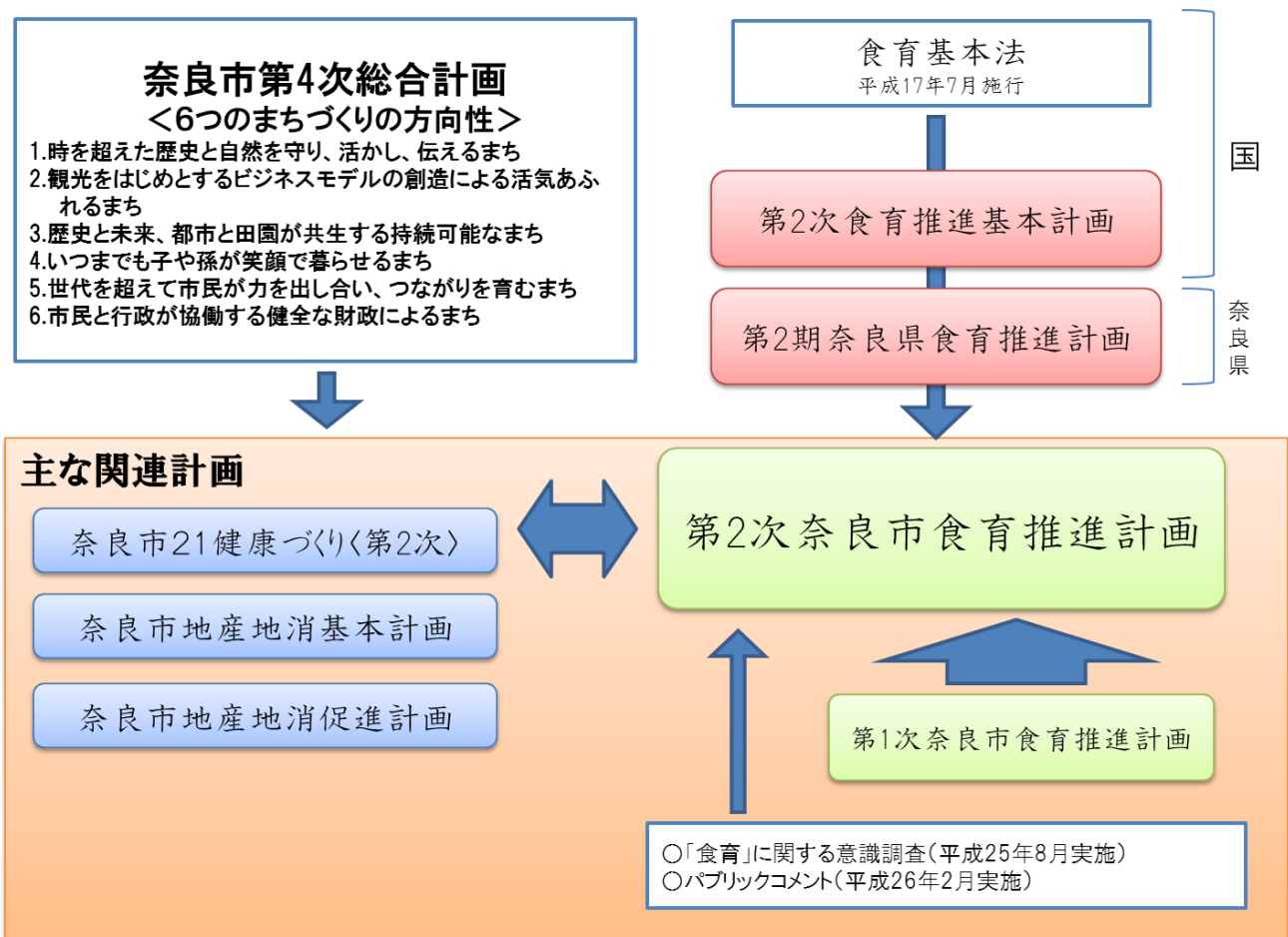
「食」でつながる人とまち  
「食」で育む健やかなからだと感謝の心



### 3. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育計画として位置づけます。  
 なお、「奈良市第4次総合計画」や市の主な関連計画との整合性を図りつつ、食育に関する施策を実施するものとします。

【図 第2次奈良市食育推進計画の位置づけイメージ】



### 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度の5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。